

平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
＜保育所等の情報公開・情報発信に関する調査研究＞
＜社会福祉法人日本保育協会＞

1 調査研究の目的

平成27年6月30日の「日本再興戦略」の閣議決定においては「2019年度末までに全ての保育事業者において第三者評価の受審が行われることを目指す。」としているが、第三者評価の受審件数は少ない。保育所に関する情報公開の取組は各自治体で大きな差があり、保育所における第三者評価事業は東京都や横浜市以外はあまり受審が進んでいない。そのため、保育所等の情報公開・情報発信について、保育事業者、保育利用者、各自治体に対し、アンケート調査を通じて現状の取組や課題を聴取し、第三者評価の受審率の向上等、より積極的な保育園等の情報公開・情報発信に対し適切に対応できるように資する資料を提供することを目的とした。

2 調査

アンケート調査は、福祉サービス第三者評価制度の活用状況や保育に関する情報公開・情報発信の現状と課題を定量的に把握するため、全国の市区町村（1,741か所）、保育施設（3,149か所）、保育施設を利用している保護者（12,580世帯）の三者を対象として実施した。ヒアリング調査は、東京都、愛知県、横浜市、草加市、船橋市、佐世保市に対して実施した。また、保育施設の情報発信の事例として4か所の取組をまとめた。

3 まとめ

①第三者評価事業について

受審した保育施設では職員の負担、評価基準・評価項目への疑問、評価機関・評価者への不満が多く見られ、解消に向けた取組が求められるが、受審した成果として保護者からの信頼、職員間の情報共有や業務への理解を深めること、保育の質を高めること等の回答も多く、成果が認められた。回答した市区町村の中で、受審を促すための何らかの取組を行っているところは17%だったが、待機児童数が50人以上いる市区町村の方が受審のための取組をしている割合が高かった。保護者が第三者評価事業を知っているかを質問したところ「知らない」と答えている保護者は8割を超えていた。受審率を上げるためには費用の補助だけでなく、市区町村が受審結果について情報提供することが重要であると考えられる。評価結果の公表のあり方は課題となるが、評価結果が利用者の保育施設の選択の指標の一つとなると受審率も高まるのではないだろうか。

②情報提供について

80%以上の保護者が求めている「職員の状況（職員数、年齢層、人柄や雰囲気など）」についての情報提供は市町村等では15%から20%程度、保育施設も30%から40%の提供と低い状況であった。待機児童が50人以上いる市区町村と50人未満の情報提供について比較すると、待機児童が多い市区町村の方がすべての項目で、発信率は高かった。待機児童のいる市区町村の保護者は保育施設の情報に非常に関心が高く、行政の情報提供を高める結果になっていると思われる。情報提供に力を入れている草加市のヒアリングについて述べると、情報提供の項目は、利用者目線で作成されていた。偶然にも、この項目は、平成9年9月25日付児発第596号「児童福祉法等の一部改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について」の通知に記載されている市区町村の情報提供項目のうち、公私別コストを除いた全ての項目であった。児童福祉法施行規則第25条（情報提供）に基づいて保育施設の情報を提供している市区町村は少ないことから、今後、国としても児童福祉法施行規則第25条に基づいて保育施設に関する情報を提供するように、実施主体である市区町村を指導することが必要であると思われる。